海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第１の別に定める「くろまぐろ」について、次のようにに定める。

**海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第１の別に定める「くろまぐろ」について**

（第４管理期間）

平成29年12月28日

**第１　くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針**

１　くろまぐろは、漁獲量の大半を我が国が占め、更に大韓民国やメキシコ等の他国により漁獲されたものもその多くが我が国に輸出されている。このため、我が国としては、同資源の最大の漁業国かつ消費国として、また、同資源の産卵場が我が国周辺水域内にあることからも、その持続的利用に大きな責任を有する立場にある。

２　我が国周辺水域を含む中西部太平洋のくろまぐろ資源の保存管理は、中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「ＷＣＰＦＣ」という。）において、北太平洋まぐろ類国際科学委員会（以下「ＩＳＣ」という。）の資源評価結果に基づき行われており、平成26（2014）年には、平成27（2015）年以降の措置として、以下の内容が決められたところである。

⑴　現在の親魚資源量を、平成36（2024）年までに、少なくとも60パーセントの確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とする。

⑵　30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）の漁獲量を平成14（2002）年から平成16（2004）年までの平均漁獲量から50パーセント削減する（超過量は翌年の漁獲可能量から差し引く）。

⑶　30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）の漁獲量を平成14（2002）年から平成16（2004）年までの平均漁獲量から増加させない（超過量は翌年の漁獲可能量から差し引く）。

⑷　加えて、平成28（2016）年には、翌年より小型魚の漁獲枠から大型魚の漁獲枠への振替を可能とすることが決められた。

３　我が国は、ＷＣＰＦＣの決定を踏まえ、平成22（2010）年から管理強化に取り組んできており、前述のＷＣＰＦＣにおける平成27（2015）年以降の措置を踏まえ、平成27年１月からは、小型魚の漁獲枠は4,007トン、大型魚の漁獲枠は4,882トンとし、特に小型魚については、沖合漁業は漁法別、沿岸漁業は全国を６ブロックに分けて管理を開始した。

平成27（2015）年の第１管理期間は、漁獲枠内に収まったものの、北海道・東北地方の定置漁業を中心に漁獲枠の消化が進み、一部地域（太平洋北部ブロック）において漁獲枠を超過した状況となった。国際合意を果たすためには今後法規制による厳格な数量管理体制の構築が必要と考え、平成28（2016）年の第２管理期間は、漁獲可能量（ＴＡＣ）制度を念頭に置いた「くろまぐろ型ＴＡＣ」の試験実施として、国の基本計画（試行版）や都道府県別の管理計画（試行版）を作成するとともに、定置漁業で全国規模の共同管理を設ける等の柔軟な管理策の構築に取り組んできた。平成29（2017）年の第３管理期間においても第２管理期間に引き続き「くろまぐろ型ＴＡＣ」の試験実施に取り組んでいる。

４　このような中、広域漁業調整委員会の承認を得ずにくろまぐろ操業を行ったり、操業自粛の要請と指導を行ったにも関わらずくろまぐろの漁獲を続けたりする事例が発生したことを踏まえ、平成30（2018）年の第４管理期間からは、これまでの試験実施から「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）」（以下「資源管理法」という。）に基づく漁獲可能量（ＴＡＣ）制度に移行することとし、本基本計画では同法に基づきくろまぐろの漁獲可能量を定めるとともに、我が国国内の保存管理措置について規定することとした。

※管理期間について

| 管理期間 | 沿岸漁業（知事管理漁業） | 沖合漁業（大臣管理漁業） |
|---|---|---|
| 第１管理期間 | 平成27（2015）年１月１日から平成28（2016）年６月30日まで | 平成27（2015）年１月１日から12月31日まで |
| 第２管理期間 | 平成28（2016）年７月１日から平成29（2017）年６月30日まで | 平成28（2016）年１月１日から12月31日まで |
| 第３管理期間 | 平成29（2017）年７月１日から平成30（2018）年６月30日まで | 平成29（2017）年１月１日から12月31日まで |
| 第４管理期間 | 平成30（2018）年７月１日から平成31（2019）年６月30日まで | 平成30（2018）年１月１日から12月31日まで |

**第２　くろまぐろの動向に関する事項**

平成28（2016）年にＩＳＣが行った資源評価の結果によると、親魚資源状況は平成８（1996）年から続いていた減少傾向に歯止めがかかり、平成22（2010）年以降は増加傾向にあるものの、平成26（2014）年の親魚資源量は依然として歴史的最低水準付近にある。

加入量については、上述のＩＳＣ資源評価の結果によると、平成26（2014）年は極めて低水準であり、直近５年間の平均も、過去平均以下とされている。ただし、平成29（2017）年10月の加入量モニタリング速報によると、①平成28（2016）年の加入量は、過去36年間の平均をやや上回る水準であり、②平成29（2017）年の南西諸島海域生まれの加入量は、モニタリングを開始した2011年以降では比較的高い水準である可能性が高い。なお、ＩＳＣにおいては、加入量は、資源評価の範囲の中では、親魚資源量との明確な相関は見られず、大きく変動しているとされている。

**第３　くろまぐろの漁獲可能量に関する事項**

１　くろまぐろの第４管理期間の漁獲可能量の設定は、ＷＣＰＦＣの決定を踏まえ、以下のとおりとする。ただし、漁獲可能量に係るＷＣＰＦＣの保存管理措置が変更された場合には漁獲可能量の改定を行うものとする。

⑴　小型魚の漁獲可能量は、平成14（2002）年から平成16（2004）年までの平均漁獲量の50パーセント（8,015トン→4,007トン）から、大型魚に振替（250トン）をした漁獲量（3,757トン）とする。なお、小型魚の漁獲可能量のうち250トンを留保とする。

⑵　大型魚の漁獲可能量は、平成14（2002）年から平成16（2004）年までの平均漁獲量に、小型魚から振替（250トン）をした漁獲量（5,132トン）とする。なお、不確実な漁獲量の拡大に備え、国全体としての管理目標を確実に達成するとともに、より早期の資源回復のため、大型魚の割当ての際に漁獲可能量の１割程度を留保する。

| 第１種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる期間 | 漁獲可能量 |
|---|---|---|
| くろまぐろ | 第４管理期間 | 8,889トン |
| 小型魚 | 第４管理期間 | 3,757トン |
| 大型魚 | 第４管理期間 | 5,132トン |

２　上表の漁獲可能量は以下の変更があった場合はこれに応じた数量にするものとする。

**⑴　第３管理期間の超過量の差引き**

第３管理期間で漁獲可能量を超過した場合は、第３管理期間終了後１か月以内に超過量を確定し公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第４管理期間の漁獲可能量は当該超過量を差し引いた量とする。この場合、小型魚／大型魚別に差し引くものとする。